

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 2 月 2 1 日

独立行政法人国立病院機構旭川医療センター  
経理責任者  
院長 木村 隆

## 1 競争に付する事項

### (1) 調達等件名

夜間看護補助業務における労働者派遣業務

### (2) 調達案件の仕様書等

入札説明書及び仕様書による

### (3) 履行期間

令和 4 年 5 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

### (4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構旭川医療センター

### (5) 入札方法

第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行う。

① 入札者は、本体価格のほかその他の契約に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 契約価格は、1 時間あたりの派遣金額を定める単価契約とし、履行に必要な一切の費用を含むものとする（法定福利費・労務管理費等を含む）。

詳細は入札説明書等による。

### (6) 入札保証金及び契約保証金

免除

## 2 競争参加資格

次の要件を全て満たしている者であること。

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成 16 年度細則第 6 号、以下「契約事務取扱細則」という。）第 5 条及び第 6 条の規定に該当しない者であること。

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A、B、C または D の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約細則第 4 条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 指名停止を受けていないこと、また、指名停止を受けたが、既にその期間を経過したか、又は対象地域から除外されていること。
- (7) 医療関連サービスマーク制度の認定を受けている者。
- (8) 200床以上の病院での準夜間看護助手業務の派遣実績があること。
- (9) 事業所を旭川市内に有すること。
- (10) 入札説明書の別紙3「参加申込（競争参加資格確認）及び誓約書」及び添付資料等の提出書類について適正なものを漏れなく提出できること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 〒070-8644 旭川市花咲町7丁目4048番地  
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター  
事務部企画課 業務班長 鈴木 喜智 Tel 0166-51-3161
- (2) 入札説明書の交付方法（1）の交付場所にて交付する。  
交付期間 公告日から令和4年3月9日12時までの期間
- (3) 入札書の受領期限 令和4年3月9日12時00分
- (4) 開札の日時及び場所 令和4年3月10日11時00分 院内会議室

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した内容を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要  
なお、契約締結後の人員確保不能をはじめとする着手不能による不履行は、契約解除・違約金・危険負担等条項の適用となるので、予め留意すること。
- (6) 価格交渉権及び契約者の決定方法  
本公告及び入札説明書に従い、書類・資料を添付した入札書を提出した入札者であって、本入札公告及び入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求、要件を全て満たし、当該入札者の入札書が、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則21条及び22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、独立行政法人国立病院機構会計規程54条によって第一交渉権を付された交渉権者と交渉を行い、独立行政法人国立病院機構会計規程55条に基づき契約価格の決定を行った者を契約の相手方とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。